## ○宜野湾市スポーツ推進委員に関する規則

令和4年2月21日 規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定 に基づくスポーツ推進委員(以下「委員」という。)の職務等に関し、必要な事 項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解をもち及びその職務を行うのに必要な熱意と能力をもつ者のうちから市長が委嘱する。 (職務)

- 第3条 委員は、市民のスポーツの推進に関し、次に掲げる職務を行う。
  - (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
  - (2) 市民の求めに応じて、スポーツの実技及び理論の指導を行うこと。
  - (3) 市民のスポーツ活動促進のための組織の育成を図ること。
  - (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、 求めに応じて協力すること。
  - (5) 市民に対し、スポーツについての理解を深めること。
  - (6) 行政機関、学校及びその他教育機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツの推進のための指導助言を 行うこと。

(定数)

第4条 委員の定数は、25名以内とする。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 市長は、特別の事由があるときは、前項の期間中においても委員を解職する

ことができる。

(服務)

- 第6条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。
- 2 委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例及び市長の定める規則 等に従わなければならない。
- 3 委員は、その職の信用を傷つけ又はその職全体の不名誉となるような行為を してはならない。

(研修)

第7条 委員は、その職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。